

平成五年大蔵省令第十四号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令

二条並びに証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の五、第一条の六及び第一条の七の規定に基づき、証券取引法第二条に規定する定義に関する省令を次のように定める。

第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外國市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指标」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品取引清算機関」、「外國金融商品取引清算機関」、「特定投資家」、「特定上場有価証券」又は「信用格付」とは、それぞれ法律第二十一年法律第二十五号。以下「法」という。) 第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品市場、金融商品取引所、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外國市場デリバティブ取引、金融商品、金融指标、有価証券等清算取次ぎ、金融商品取引清算機関、外國金融商品取引清算機関、特定投資家、特定上場有価証券又は信用格付をいう。

二 この府令において、「第一種金融商品取引業」は、「有価証券関連業」とは、それぞれ法第二十八条に規定する第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業又は有価証券関連業をいう。

三 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 オプション 法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。

二 出資対象事業 法第二条第二項第五号に規定する出資対象事業をいう。

二の二 電子記録移転権利 法第二条第三項に規定する電子記録移転権利をいう。

三 適格機関投資家 法第二条第三項第一号に規定する特定投資家等をいう。

四 特定投資家等 法第二条第三項第一号の(2)に規定する特定投資家等をいう。

三の三 特定投資家向け有価証券 法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をい

う。

四 投資一任契約 法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいう。

五 登録金融機関 法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。

六 商品 法第二条第二十四項第三号の三に規定する商品をいう。

七 金融商品取引業者 等 法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。

八 所管金融庁長官等 法第五十七条の二第二項に規定する特別金融商品取引業者及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四十二条第二項又は第四十三条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた金融商品取引業者等にあつては金融庁長官、それ以外の者にあっては現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長をいう。

九 組合契約 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。

十 匿名組合契約 商法（明治三十二年法律第十四号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。

十一 投資事業有限責任組合契約 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十条）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。

十二 有限責任事業組合契約 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。

十三 合規契約 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、当該法人の委任によりその支払いを行う次に掲げる金融機関が交付した「CP」の文字が印刷された用紙を使用して発行するものとする。

(コマーシャル・ペーパー)

第十二条 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、当該各号に規定する役員等をいう。(一回当たりの拠出金額が百万円に満たないこととする。

第十三条 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないことを約する。

第十四条 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、当該法人の委任によりその支払いを行う次に掲げる金融機関が交付した「CP」の文字が印刷された用紙を使用して発行するものとする。

(コマーシャル・ペーパー)

第十五条 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、当該法人の委任によりその支払いを行う次に掲げる金融機関が交付した「CP」の文字が印刷された用紙を使用して発行するものとする。

第十六条 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定める者は、株券の発行者である会社又はその被支配会社等の役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該会社又はその被支配会社等に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は従業員とする。

第十七条 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないことを約する。

第十八条 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、当該法人の委任によりその支払いを行う次に掲げる金融機関が交付した「CP」の文字が印刷された用紙を使用して発行するものとする。

第十九条 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、当該各号に規定する出資対象事業をいう。

第二十条 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、当該各号に規定する出資対象事業をいう。

第二十一条 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、当該各号に規定する出資対象事業をいう。

第二十二条 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、当該各号に規定する出資対象事業をいう。

第二十三条 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、当該各号に規定する出資対象事業をいう。

第二十四条 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、当該各号に規定する出資対象事業をいう。

第二十五条 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、当該各号に規定する出資対象事業をいう。

ができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会（外国貸付債権信託受益証券等）

会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

（外国貸付債権信託受益証券等）

第三条 法第二条第一項第十八号に規定する内閣府令で定めるものは、外国の者の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付け業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するものとする。

（学校債券に表示する事項）

第四条 令第一条第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第一条第二号に掲げる証券又は証書（以下「学校債券」という。）を発行する学校法人等（同号に規定する学校法人等をいう。以下同じ。）の名称

二 当該学校債券に係る金銭債権の利息並びにその支払の方法及び期限

三 当該学校債券に係る金銭債権の償還の方法（金銭の全部を充てて取得した物品）

四 当該学校債券に係る金銭債権の利息並びにその支払の方法及び期限

五 令第一条の三第四号に規定する内閣府令で定めるものは、競走用馬とする。

（株式会社）

第六条 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める者は、株券の発行者である会社又はその被支配会社等の役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該会社又はその被支配会社等に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は従業員とする。

第七条 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないことを約する。

二 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないことを約する。

三 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないことを約する。

四 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないことを約する。

五 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないことを約する。

六 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないことを約する。

七 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないことを約する。

八 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないことを約する。

九 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないことを約する。

十 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないことを約する。

十一 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないことを約する。

十二 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないことを約する。

該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことと約する契約（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）に基づく権利（代理の申込みをして行うものに限る。）をいう。

二 株券の発行者である会社の取引関係者（当該会社の指定する当該会社と取引関係にある者（法人その他の団体にあつてはその役員を含み、個人にあつてはその事業に関して当該会社と取引関係にある場合に限る。）をいう。以下この号において同じ。）が当該会社の他取引関係者と共にして当該会社の株券の買付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するものとする。

（学校債券に表示する事項）

第四条 令第一条第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第一条第二号に掲げる証券又は証書（以下「学校債券」という。）を発行する学校法人等（同号に規定する学校法人等をいう。以下同じ。）の名称

二 当該学校債券に係る金銭債権の利息並びにその支払の方法及び期限

三 当該学校債券に係る金銭債権の償還の方法（金銭の全部を充てて取得した物品）

四 当該学校債券に係る金銭債権の利息並びにその支払の方法及び期限

五 令第一条の三第四号に規定する内閣府令で定めるものは、競走用馬とする。

（株式会社）

第六条 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める者は、株券の発行者である会社又はその被支配会社等の役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該会社又はその被支配会社等に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は従業員とする。

第七条 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。

二 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。

三 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。

四 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。

五 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。

六 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。

七 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。

八 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。

九 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。

十 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。

十一 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。

十二 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。

権利に係る出資対象事業の全部又は一部に従事すること（出資者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいふ。口において同じ。）又は子会社等（同項に規定する子会社等をいう。口において同じ。）が当該出資対象事業の全部又は一部に従事することを含む。）。

ロ 出資者の全てが、当該権利に係る出資対象事業から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利のほか、次に掲げる権利のいずれかを有すること（出資者の親会社等又は子会社等が次に掲げる権利のいずれかを有することを含む。）。

(1) 当該出資対象事業に従事した対価の支払を受ける権利

(2) 当該出資対象事業に係るコンテンツの利用（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第二条第二項第二号に掲げる行為をいう。）に際し、当該出资者（その親会社等又は子会社等を含む。以下（2）において同じ。）の名称の表示をし又は当該出资者の事業について広告若しくは宣伝をすることができる権利

ハ 当該権利について、他の出资者に譲渡する場合及び他の出资者の全ての同意を得て出资者以外の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止されること。

イ 一 会社が他の会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいすれかに該当する会社をいう。）の百分の二十五以上の議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項の規定により発行者に对抗することができない株式に係る議決権を含む。）を保有する場合における当該他の会社

二 会社に対する前事業年度における他の会社仕入高が当該他の会社の売上高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社

三 会社からの前事業年度における他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社

（学校法人等に対する貸付けに係る債権）

第八条 令第一条の三の四第一号に規定する内閣府令で定める事項は、利率及び弁済期とする。

二 令第一条の三の四第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 学校法人等の設置する学校（令第一条の三の四第二号イに規定する学校法人等の設置する学校をいう。次号において同じ。）に在学する者の父母その他これらに準ずる者で授業料その他在学に必要な費用を負担する者

二 学校法人等の設置する学校を卒業した者

三 学校法人等の役員（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十五条第一項に規定する役員をいう。）、評議員（同法に規定する評議員をいう。）及び職員（同法第二十六条の二（同法第六十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する職員をいう。）。

（取得勧誘類似行為）

第九条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 株券 当該株券の発行者が会社法第一百九十九条第一項又は第七百七十四条の二の規定に基づいて行う当該株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

二 特定目的信託の受益証券（法第二条第一項第十三号に掲げる特定目的信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの当該有価証券の原委託者（当該信託の受託者と信託契約に締結した者をいう。以下この号及び第十四条第二項第一号において同じ。）が当該有価証券（原委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該権利の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

が、当該信託契約に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託に係るもの（除く。）当該有価証券（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

ハ 企業年金基金であつて、金融商品取引業者が当該有価証券（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

（学校法人等に対する貸付けに係る債権）

第八条 令第一条の三の四第一号から第十号まで又は第十三号に掲げる者

ハ 企業年金基金であつて、金融商品取引業者（百三十三条の二第四項に定める者）の申出及び当該権利の発行者の承諾がなければ、することができない。ようにする技術的措置がとられていること。

前項の規定により同項第一号ハからホまでに規定する金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第二項から第四項までの規定を適用する場合には、同条第二項中「第六十二条第一項第一号ロ（1）から（7）までに掲げるものの」とあるのは、「第六十二条第一号ロ（1）から（7）までに掲げるもの及び暗号資産」とする。

（適格機関投資家の範囲）

第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うもの）を除く。）又は投資運用業を行なう者に限る。）

二 投資法人

三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第七項に規定する外国保険会社等

四 銀行

五 保険会社

六 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等

七 信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

八 農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

九 信用協同組合のうち金融庁長官に届出を行つた者及び信用協同組合連合会並びに業とし

（電子記録移転権利から除かれる場合）

第九条の二 法第二条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件の全てに該当する場合とする。

一 当該財産の価値を次のいずれかに該当する者以外の者に取得させ、又は移転することができないようにする技術的措置がとられていること。

十 社会地域経済活性化支援機構（株式会社）
合連合会及び共済水産業協同組合連合会
十一 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十号）第二十二条第一項第一号、第二号イ及びハ、第三号、第七号及びハに第八号に掲げる業務を行う場合に限る。）

十二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十六条第一項第一号並びに第二号イ及びハに掲げる業務を行う場合に限る。）

十三 株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫

十四 株式会社日本政策投資銀行

十五 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び漁業協同組合連合会
十六 令第一条の九第五号に掲げる者（法第三十三条の二の規定により登録を受けたものに限る。）

十七 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務を行う株式会社のうち、当該業務を行なう旨が定款において定められ、かつ、この号の届出の時における資本金の額が五億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行つた者

十八 投資事業有限責任組合契約に関する法律
第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合

十九 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。第二十三号及び三項第二号ホにおいて同じ）であつて、同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）。第三項第二号ホにおいて

「旧厚生年金保険法」という。) 第百七十六条规定による届出がされているものの中うち最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号。第三項第二号ニにおいて「平成二十六年経過措置政令」という。) 第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十六年政令第七十三号) 第一条の規定による廃止前(政令第七十三号) 第一条の規定による廃止前(昭和四十一年政令第三百二十四号。第三項第二号ニにおいて「廃止前(厚生年金基金令」という。) 第三十九条第一項の規定により提出されたものに限る。) における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額、支払準備金の金額及び過剰積立金残高の金額の合計額を控除した額が百億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行つた者、企業年金基金のうち最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表(確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号) 第百十七条第三項第一号) の規定により提出されたものに限る。) における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額及び支払準備金の金額の合計額を控除した額が百億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行つた者並びに企業年金联合会(企业再生特別措置法(平成十四年法律第二十一条第二号) 第二十九条第一項第一号に掲げる業務を行うものとして同項の承認を受けた者(同号に掲げる業務を行う場合に限る。) 及び同法第七十七条第一項第一号に掲げる業務を行うものとして同項の承認を受けた者(同号に掲げる業務を行う場合に限る。) に掲げる業務を行う場合に限る。) のうち金融庁長官に届出を行つた者

二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行つた法人（存続厚生年金基金を除き、口に該当するものとして届出を行つた法人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいふ。口及び第二十四号において同じ。）として取引を行ふ場合に限る。）イ 当該届出を行おうとする日の直近の日（以下「この条において「直近日」という。）における当該法人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。

ロ 当該法人が業務執行組合員等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すること（以下に該当する場合を除く。）。

(1) 直近日における当該組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該法人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。

(2) 当該法人が当該届出を行うことについて、当該組合契約に係る組合の他の全ての組合員、当該匿名組合契約に係る出資対象事業に基づく権利を有する他の全ての匿名組合契約に係る匿名組合員若しくは当該有限責任事業組合契約に係る組合の全ての組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る全ての組合員その他の者の同意を得てのこと。

二十三の二 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行つた特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百号。以下「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社をいふ。第二十二条第六号において同じ。）

に規定する資産流動化計画（当該資産流動化計画の変更に係る資産流動化法第九条第一項の規定による届出が行われた場合は、当該変更後の資産流動化計画。第三項第三号トにおいて同じ。）における特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号において同じ。）に有価証券が含まれ、かつ、当該有価証券の額額が十億円以上であること。

口 資産流動化法第二百条第一項の規定により、特定資産（その取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の三第一項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。）が法第二条第三項第二号イに掲げる場合に該当するものである有価証券に限る。ハにおいて同じ。）の管理及び処分に係る業務を行わせるため信託会社等（資産流動化法第三十三条第一項に規定する信託会社等のうち、適格機関投資家に該当する者をいう。第三項第三号チにおいて同じ。）と当該特定資産に係る信託契約を締結しており、かつ、当該届出を行うことについての当該特定目的会社の社員総会の決議があること。

ハ 資産流動化法第二百条第二項の規定により、特定資産の管理及び処分に係る業務を当該特定資産の譲渡人である金融商品取引業者（投資運用業を行う者に限る。以下この号及び第三項第三号リにおいて同じ。）又は当該特定資産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産の基礎及び人的構成を有する金融商品取引業者に委託しており、かつ、当該届出を行うことについての当該特定目的会社の社員総会の決議があること。

二十四 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行つた個人（口に該当するものとして届出を行つた個人にあっては、業務執行組合員等として取引を行ふ場合に限る。）

イ 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1) 直近日における当該個人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。

(2) 当該個人が金融商品取引業者等に有価証券の取引を行うための口座を開設した

る者が当該社債券の発行会社に対し対象証券による償還を受ける権利を有しているものに限る)。次に掲げる事項

イ 第一号及びロに掲げる事項

ロ 当該対象証券の発行者

ハ 当該対象証券が株券の場合にあっては株式に係る剰余金の配当等の内容、株券以外の有価証券の場合にあっては当該有価証券の権利の内容

イ 第一号及びロに掲げる事項

ロ 当該社債券に表示される権利の内容

ハ 優先出資証券(法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券をいう)、優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。)に係る剰余金の配当、残余財産の分配、剰余金を用いて行う優先出資の消却及び同法第十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による優先出資の消却の方法

八 優先出資証券(法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券をいう。以下この号において同じ)、優先出資証券に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該有価証券の消却の方法の内容

九 株券 株式に係る剰余金の配当等の内容

十 新株予約権証券 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式に係る剰余金の配当等の内容

十一 投資信託 (投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下同じ。)及び外国投資信託(同条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。以下同じ。)の受益証券 次に掲げる事項

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第三条第二号に規定する投資信託財産

ロ 信託の元本の償還及び収益の分配の方法

ハ 信託の元本の償還期限

十二 投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券 投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。次号において同じ。)又は当該外国投資証券に表示される権利(同号において「外国投資口」という。)に係る利益の分配の

十二の二 新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下この号及び第十四条の二第一項第三号において同じ。）及び外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券 新投資口予約権（同法第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下この号及び第十四条の二第二項第一号において同じ。）又は外国投資法人（同法第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。第十四条の二第二項第三号において同じ。）に対する権利であつて新投資口予約権に類するものの行使により発行され、又は移転される投資口又は外国投資口に係る利益の分配の内容

十三 特定目的信託の受益証券 次に掲げる事項

イ 資産流動化法第二百二十三条に規定する特定目的の信託契約の期間

ロ 特定信託財産（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第一条第九号の三に規定する特定信託財産をいう。）

ハ 受益権に係る金銭の分配の内容

十四 受益証券発行信託の受益証券 次に掲げる事項

イ 信託財産

ロ 信託法（平成十八年法律第八号）第二条第七項に規定する受益債権の内容

ハ 弁済期

十五 抵当証券 次に掲げる事項

イ 抵当権の目的たる土地、建物又は地上権

ロ 債権額及び元本の弁済期

ハ 利率

十六 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で第一号から第十号までに掲げる有価証券の性質を有するもの 当該有価証券が有する第一号から第十号までに掲げる有価証券の性質の区分に応じ、それぞれ第一号から第十号までに定める事項

十七 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号及び第二号に掲げる有価証券の性質を有するもの 次に掲げる事項

イ 当該有価証券の償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあっては、償還期限）

ロ 金額を表示する通貨

十八 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもののうち、当該有価証券の発行者以外の会社が発行した有価証券（以下この号において「対象証券」という。）により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの（当該特約に基づき有価証券を保有する者が当該有価証券の発行会社に対し対象証券による償還を受ける権利を有しているものに限る。）次に掲げる事項

イ 前号に定める事項

ハ ロ 当該対象証券の発行者
当該対象証券が株券の場合にあっては株式に係る剰余金の配当等の内容、株券以外の有価証券の場合にあっては当該有価証券の権利の内容

イ 第十八号に定める事項

ロ 当該有価証券に表示される権利の内容
券で同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもののうち、前号に規定する特約以外の特約が付されているもの 次に掲げる事項

イ 第十八号に定める事項

二十一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの 出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う出資の消却の方法

二十二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 第十三号に定める事項に準ずる事項

二十三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの 第十四号に定める事項に準ずる事項

二十四 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で抵当証券の性質を有するもの 第十五号に定める事項

二十五 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 当該有価証券に表示されるオプションの内容

二 転売制限情報を記録する方法

第三項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

書面交付者は、第三項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的掲法又は電話その他の方により同意を得なければならない。

一 第三項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

前項の規定による同意を得た書面交付者は、他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等)

第十一條の二 令第一条の五の二第二項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。)とする。

一 当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡しないこと。

一 次に掲げる場合には、当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができる。

イ 公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。第十三条の五第二項第二号イにおいて同じ。）に応じて株券等（法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。同号イにおいて同じ。）を公開買付者（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。同号イにおいて同じ。）に対して譲渡する場合

ロ 令第二条の十二の四第二項第四号に規定する役員等に対して同号イからホまでに掲げる有価証券を譲渡する場合

ハ 当該有価証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもつて所持する者（以下この条及び第十三条の五第二項第二号ハにおいて「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。以下この条及び同号ハにおいて同じ。）に対して譲渡する場合

二 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所持する会社に対して譲渡する場合

3 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所持する場合

4 第二項第二号ハ及び前項の被支配法人等とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所持する場合における当該他の法人等をいう。

5 第二項第二号ハ及び二、第三項（第十三条の五第三項において準用する場合を含む。）並びに前項（同条第三項において準用する場合を含む）における当該他の法人等をいう。

（特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等）

第十二条 合第一条の五の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。

一 社債券及び法第一条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く）、同項第十五号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券（同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む）、学校債券、抵当証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するものを含む）、受益証券発行信託の受益証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものを含み、次号に掲げるものを除く）並びに電子記録移転権利（次号に掲げるものを除く。）次に掲げる要件の全て

イ 当該有価証券と同一種類の有価証券（当該有価証券と発行者が同一で、第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券をいう。以下同じ。）が、法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第十三条の六において同じ。）に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

(1) 当該有価証券に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる

(2) (1) に掲げる場合以外の場合 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(i) 当該有価証券の発行者と当該有価証券の取得勧誘に応じて当該有価証券を取得しようとする者（以下（2）において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、前条第二項に規定する事項（（i）において「転売制限」という。）を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧説が行われること。

（ii） 転売制限の内容が、取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に表示される権利の内容として記載されており（当該有価証券が外国において発行される有価証券である場合は、金融商品取引所が公益又は投資者保護のために必要かつ適当と認める書面において、当該有価証券に係る取引の条件として記載されている場合を含む）、かつ、当該有価証券の取得勧誘を行う者（金融商品取引業者等に限る。）が当該取得者に転売制限の内容を説明した上で、当該取得者が転売制限を遵守することに同意することを取得の条件として、取得勧説が行われること。

当該権利を表示する財産的価値を移転することができないようとする技術的措置がとられていること。

ロイに掲げる場合以外の場合 当該有価証券の性質によりその分割ができない場合を除き、当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限（以下ロにおいて「分割制限」という。）が付され、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 分割制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

(2) 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に分割制限が付されている旨の記載がされていること。

(3) 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に分割制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

令第一条の七第二号ハ（3）に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

3 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 当該有価証券に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 当該権利を取得し、又は買付けた者がその取得又は買付けに係る権利を表示する財産的価値を一括して移転する場合以外に移転することができないようによる技術的措置がとられていること。

ロイに掲げる場合以外の場合 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(2) 当該有価証券の枚数又は単位（以下「単位」という。）の総数が五十未満である場合において、単位に満たない当該権利を表示する財産的価値を移転することができないようによる技術的措置がとられていること。

ロイに掲げる場合以外の場合 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 次のいずれかの制限（以下ロにおいて「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券が

券の取得者に当該有価証券が交付されること。

(i) 当該有価証券を取得し、又は買付けた者がその取得又は買付けに係る当該有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限。

(ii) 当該有価証券の枚数又は単位の総数が五十未満である場合において、当該有価証券の性質によりその分割ができる旨又は当該有価証券に表示された新しい旨又は当該有価証券に表示される旨の制限が五十未満に分割できない旨の制限。

(iii) 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

二 次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる有価証券で社債券の性質を有するもので、令第一条の七第二号イ若しくはロ又は第一条の八の四第三号イ若しくはロ又はロ若しくはハに掲げる有価証券（当該社債券等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようする措置がとられていること。

(1) 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

(2) 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行わないこと。

ロイに掲げる有価証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの受託有価証券が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

(1) 令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号イに掲げる有価証券 令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号イに定める要件（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には、令第一条の七第二号イに定める要件（当該償還有価証券が第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件を除く。）。

(2) 令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四第三号ロに掲げる有価証券 令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四第三号ロに定める要件（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には、令第一条の七第二号ロに定める要件を除く。）。

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 当該有価証券に表示される権利に係る証書又は証書が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件。

(2) 及び前項第一号ロ（2）に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」といいう。）は、第一項第二号ロ、第二項第二号ロ（2）及び前項第一号ロ（2）に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」といいう。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

二 転売制限情報の記録する方法のうち又はロに掲げるもの

イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報の記録する方法

三 転売制限情報を記録する方法

イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を記録する方法

ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

四 第一項第二号ロ、第二項第二号ロ（2）及び前項第一号ロ（2）に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」といいう。）は、第一項第二号ロ、第二項第二号ロ（2）に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」といいう。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」といいう。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

二 転売制限情報の記録する方法のうち又はロに掲げるもの

イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を記録する方法

ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

三 転売制限情報を記録する方法

イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を記録する方法

ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

四 第四項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

五 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、

四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券当該有価証券が第一号に定める要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。
 イ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の八の二第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合
 ロ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の八の二第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合
 ハ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の八の二第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

五 社債券（新株予約権付社債券等を除く。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で該社債券の性質を有するもので、当該社債券の発行会社以外の会社が発行した有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの。当該有価証券が第一号に定める要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。
 イ 当該有価証券が令第一条の八の二第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合
 ロ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の八の二第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合
 ハ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の八の二第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合
 ハ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の八の二第一号及び第二号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、当該有価証券が第一号に定める要件に該当し、かつ、当該有価証券の性質を有するもの。当該有価証券が法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち令第一条の八の二第二号に掲げる有価証券の性質を有するもの。当該有価証券が第一号に定める要件に該当し、かつ、当該有価証券

（売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）
 第十三条の七 令第一条の八の四第三号ロ（4）に規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。
 一 当該有価証券に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合、当該権利を取得し、又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る権利を表示する財産的価値を一括して移転する場合以外に移転することができないようとする技術的措置がとられていること。
 二 前号に掲げる場合以外の場合、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 イ 当該有価証券を取得し、又は買付けた者がその取得又は買付けに係る有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限（以下この号において「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付される場合に該当すること。
 ロ 当該有価証券の取扱い、又は買付けた者がその取得又は買付けに係る当該有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限（以下この号において「転売制限」という。）が付され、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 (1) 分割制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に分割できない旨の制限（以下この号において「分割制限」という。）が付され、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 (2) 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に記載された書面において、当該有価証券が交付されることを知り得る旨の記載がされていること。
 (3) 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に分割制限が付されていることを知り得る旨の記載がされていること。
 ハ 当該有価証券の取扱い、又は買付けた者がその取得又は買付けに係る当該有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限（以下この号において「転売制限」という。）が付され、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 (1) 当該有価証券の枚数又は単位の総数が五十未満である場合において、当該有価証券の性質によりその分割ができない旨又は当該有価証券に表示されている旨の記載がされていない場合に該当すること。
 (2) 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に記載された書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていない場合に該当すること。

二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。
 イ 当該有価証券に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合において、単位「単位」という。の総数が五十未満である場合において、単位に満たない当該権利を表示する財産的価値を移転することができないようとする技術的措置がとられていること。
 ロ 当該有価証券に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合において、単位「単位」という。の総数が五十未満である場合において、単位に満たない当該権利を表示する財産的価値を移転することができないようとする技術的措置がとられていること。
 三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。
 イ 当該有価証券に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合において、単位「単位」という。の総数が五十未満である場合において、単位に満たない当該権利を表示する財産的価値を移転することができないようとする技術的措置がとられていること。
 ロ 当該有価証券を取得し、又は買付けた者がその取得又は買付けに係る当該有価証券を一括して譲渡する場合において、当該有価証券に記載された書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていない場合に該当すること。
 ハ 当該有価証券を取得し、又は買付けた者がその取得又は買付けに係る当該有価証券を一括して譲渡する場合において、当該有価証券に記載された書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていない場合に該当すること。

二 次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。
 (3) 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に分割制限が付されていることを知り得る旨の記載がされていること。
 (2) 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に記載された書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていない場合に該当すること。
 (1) 当該有価証券に記載された書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていない場合に該当すること。
 三 令第一条の八の四第三号ハ（3）に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。
 イ 当該有価証券に分割制限が付されていることを知り得る旨の記載がされていること。
 ハ 当該有価証券の取扱い、又は買付けた者がその取得又は買付けに係る当該有価証券を一括して移転する場合において、当該有価証券に記載された書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていない場合に該当すること。
 ハ 当該有価証券の取扱い、又は買付けた者がその取得又は買付けに係る当該有価証券を一括して移転する場合において、当該有価証券に記載された書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていない場合に該当すること。

(1) 令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号イに定める要件と。と。

(2) 次のいずれかの要件に該当すること。
 (1) 原有価証券が令第一条の七第一号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件
 (2) 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券の行使により有価証券の売買その他の取引が行わないこと。
 (3) 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券の行使により有価証券の売買その他の取引が行わること。
 (4) 当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件

(2) 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行わないこと。
 (1) 当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件

(2) 令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四第三号イ(1)又は第一条の八の四第三号イ(1)に掲げる要件を除く。)

(2) 令第三号ロに掲げる有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には、令第一条の七第二号イ(1)に掲げる要件を除く。)

(3) ロに掲げる有価証券 ロに定める要件
ハに掲げる有価証券 ハに定める要件

(4) 第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」といいう。)は、第一項第二号ロ、第二項第二号ロ(2)及び前項第一号ロ(2)に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち
又はロに掲げるもの

イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報

ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報

二 転売制限情報を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録しておきことができる物をもつて調製するファイルに転売制限情報を記録したものと交換する方法

前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第四項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならぬ。

一 第四項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者が電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

令第一条の八の四第四号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出した数は、当該売付け勧誘等により当該譲渡制限のない海外発行証券を取得し、かつ、現に所有する者の数とする。

一 発行者の名称及び本店所在地

二 当該譲渡制限のない海外発行証券が第十条の二第二項各号に掲げる有価証券に該当する場合の当該有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項

三 当該譲渡制限のない海外発行証券を識別するためには必要な事項として認可金融商品取引業協会が定める事項（前二号に規定する事項を除く。）

(権利の発行)
第十四条 法第二条第五項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定目的信託の受益証券、法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び抵当証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び抵当証券の性質を有するもの並びに同項第二十号に掲げる有価証券とする。
法第二条第五項に規定する有価証券を発行し、又は発行しようとする内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じて当該各号に定める者とする。
一 特定目的信託の受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの。当該有価証券に係る信託の原委託者及び受託者
二 受益証券発行信託の受益証券（次号に掲げるものを除く。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券の性質を有するもの。当該有価証券に係る信託の委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第二条各号に掲げる者以外の者である場合に限る。第三項第一号イにおいて同じ。）のみの指図により信託財産の管理又は处分が行われる場合、当該有価証券に係る信託の委託者
ロ イに掲げる場合以外の場合（当該有価証券に係る信託の効力が生ずるときにおける受託者が委託者であるものであって、金銭を信託財産とする場合に限る。）当該有価証券に係る信託の受託者
ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合、当該有価証券に係る信託の委託者及び受託者、受益証券発行信託の受益証券（有価証券券名記載の有価証券に該当するものに限る。）当該有価証券に係る受託有価証券を発行し、又は発行しようとする者
四 抵当証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するもの。抵当証券法第十一条に規定する手続又はこれに準ずる手続により当該有価証券の交付を受けた者
五 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券に表示される権利に係る有価証券を発行し、又は発行しようとする者

(3) 金融機関、信託会社又は外国信託会社
(これらの者が投資の目的をもつて又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において外国市場デリバティブ取引を行う場合に限る。)

(4) 金融商品取引業者のうち、投資運用業を行なう者（当該者が投資運用業に係る行為を行なう場合に限る。）

口
（1） 国内にある者（令第一条の八の六第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者に限る。（2）において同じ。）の注文を受けて、当該者を相手方として行なう法第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為

（2） 外国市場デリバティブ取引等を業として行なう金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行なうことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。）による代理又は媒介により、国内にある者を相手方として行なう法第二条第八項第二号に掲げる行為

二 法第二条第八項第一号若しくは第三号に掲げる行為又は同項第四号に掲げる行為（媒介、取次ぎ又は代理に限る。以下この号において同じ。）のうち、金融商品取引業者（投資運用業を行なう者に限る。）が関係外国運用業者の委託（当該関係外国運用業者が外国において行なう投資運用業に係る運用（その指図を含む。以下同じ。）として行なう有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）又はデリバティブ取引に係るものに限る。）を受けて行なうもの（同項第二号又は第四号に掲げる行為にあっては、関係外国運用業者の委託を受けて行なう同項第二号又は第四号に掲げる行為の相手方が金融商品取引業者等である場合に限る。）

四 テイブ取引に係るものに限る。以下この号において同じ。のうち、商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）第二条号に規定する外国商品先物取引業者（金融商品取引業者及び法第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において法第二条第八項第三号に掲げる行為を業として行う者に限る。）が、同項第三号に掲げる行為についての勧誘をすることがなく、外国から同令第二条号に規定する国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う同項第三号に規定する取次ぎ

三 法第二条第八項第四号に掲げる行為（次に掲げるものに限る。）のうち、物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその他の団体及び事業として又は事業のために当該取引を行う場合における個人をいう。）を相手方として行うものであり、かつ、当該取引により生ずる当該事業者が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とするものに限る。）イ 売買の当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている通貨の売戻し若しくは買戻し又は当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

ロ 当当事者の一方の意思表示により当事者間において通貨の売買（イに掲げる取引を除く。）を成立させることができると権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

四 法第二条第八項第四号に掲げる行為のうち、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（法第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含み、令第四条の二の七第一項に定めるものに限る。）が、子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社をいふ。以下この号において同じ。）を相手方として前号イ若しくはロに掲げる取引を行い、

四の二 法第二条第八項第四号に掲げる行為
(暗号資産関連店頭デリバティブ取引(法第二百八十五条の二十四第一項に規定する暗号資産関連店頭デリバティブ取引をいう。ハにおいて同じ。)に係るものに限る。以下この号において「暗号資産関連店頭デリバティブ取引等」という。)のうち、(金融商品取引業者及び法第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において暗号資産関連店頭デリバティブ取引等を業として行う者が外国から行うものであつて、次に掲げる者を相手方とするもの(令第六条の八の六第一項第一号に規定する特定店頭デリバティブ取引並びにその媒介、取次ぎ及び代理を除く。)
イ 政府又は日本銀行
ロ 金融商品取引業者及び金融機関のうち、
暗号資産関連店頭デリバティブ取引等を業として行う者
ハ 金融機関、信託会社又は外国信託会社
(これらの者が投資の目的をもつて又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行ふ場合に限る。)
二 金融商品取引業者のうち、投資運用業を行ふ者(当該者が投資運用業に係る行為を行ふ場合に限る。)
五 法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者(第二種金融商品取引業を行う法人であつて、資本金の額又は出資総額が五千万円以上であるものに限る。以下この号において同じ。)が、同条第二項第五号に掲げる権利(匿名組合契約(当該匿名組合契約の當業者が当該金融商品取引業者によりその発行済株式の全部を所有している株式会社であるものに限る。)に基づく権利のうち、当該権利に係る出資対象事業が機械類その他の物品又は物件を使用させる業務であるものに限る。)の募集又は私募に際し、同条第六項第一号に掲げるものを行う行為
又は子会社のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行う行為(当該子会社が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とするものに限り、同号に掲げる行為に該当するものを除く。)

七 法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行なう法人に限る。）が、同条第二項第五号に掲げる権利（匿名組合契約に基づく権利のうち、当該権利に係る出資対象事業が不動産に係る同項第一号に掲げる権利に対する投資を行う事業であるものに限る。）の私募に際し、同条第六項第一号に掲げるもの（当該匿名組合契約に基づく権利を他の一の匿名組合契約の當業者に取得させることを目的とするものに限る。）を行なう行為

七の二 法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、次に掲げる要件の全てに該当するものとして、株券を取得するものであること。

(1) 次に掲げる契約に基づき対象従業員（株券の発行者である会社又はその被支配会社等（第六条第三項に規定する被支配会社等をいう。以下この号において同じ。）若しくは関係会社（第七条第二項に規定する関係会社をいう。以下この号において同じ。）の従業員をいう。以下この号において同じ。）が行なう買付け

(i) 令第一条の三第五号に規定する契約（第六条第二項に規定する要件を満たすものに限る。）

(ii) 第七条第一項第一号に規定する契約

(2) 株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の従業員が、当該株券に対する投資として信託財産を運用することを目的とした信託契約（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）に基づく買付け

(i) 対象従業員が委託者であること。

(ii) 対象従業員が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けの指図を行うこと。

二 対象行為者が、法第四十二条の四に規定する方法に準ずる方法により、当該行為に係る運用財産と自己の固有財産及び他の運用財産とを分別して管理し、その管理を当該金融商品取引業者等が監督すること。
ホ 当該金融商品取引業者等が、出資契約等の成立前に、対象行為者に関する次に掲げる事項を所管金融庁長官等に届け出ること。
(1) 商号、名称又は氏名
(2) 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額
(3) 法人であるときは、法第二十九条の二第一項第二号に規定する役員の氏名又は名称
(4) 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人又は当該使用人の権限を代行し得る地位にある使用人があるときは、これらの者の氏名
(5) 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
(6) 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

ハ 対象行為者に関するホ(1)から(6)までに掲げる事項に変更があったときは、当該金融商品取引業者等が、遅滞なく、その旨を所管金融庁長官等に届け出ること。

十一 法第二条第八項第十五号に掲げる行為を(法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を除く。)のうち、不動産に係る法第二条第二項第一号に掲げる権利に対する投資として同一法第二条第八項第十五号に掲げる行為を(法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を除く。)のうち、金融商品取引業者等に係る投資の全般に亘る者に届け出ること。

十二 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者等に関する内閣府令第七条第四号ニ(2)に掲げる権利に対する投資として、同号ニ(1)に掲げる権利を有する者から出資を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの。

イ 当該匿名組合契約の相手方にならうとする者が他の匿名組合契約の営業者であつて、かつ、金融商品取引業者等(投資運用業を行ふ者に限る。)、法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出を行つた者(法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を業として行う者に限る。)、法第六十三条の九第一項若しくは第

六十三条の十一第一項の規定による届出(法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により法第六十三条の九第一項の規定による届出とみなされるものを除く。)を行つた者は証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第四十八条第一項に規定する特例投資運用業務を行ふ者であること。

ロ 当該匿名組合契約の相手方にならうとする者が、当該匿名組合契約の締結前に、当該行為を行う者に関する前号ホ(1)から(6)までに掲げる事項を、次に掲げる当該相手方にならうとする者の区分に応じ、それぞれ次に定める者に届け出ること。

(1) 金融商品取引業者等 所管金融庁長官等
(2) 金融商品取引業者等以外の者 当該者の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長))
ハ 当該行為をする前号ホ(1)から(6)までに掲げる事項に変更があったときは、当該匿名組合契約の相手方又は相手方にならうとする者が、遅滞なく、その旨をロ(1)又は(2)に掲げる当該相手方又は相手方にならうとする者の区分に応じ、それぞれロ(1)又は(2)に定める者に届け出ること。

十三 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、同条第二項第六号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの。

イ 直接出資者(当該権利に対する投資事業に係る契約その他の法律行為に基づく権利(法第二条第二項第五号に掲げる権利に該当するものに限る。)を有する居住者をいわゆるハにおいて同じ。)が適格機関投資家であることを、次に掲げる当

五号前段に規定する居住者をいう。ロにおいて同じ。)をいう。ハ及びニにおいて同一の権利に対する投資事業に係る契約その他の法律行為に基づく権利(法第二条第二項第五号に掲げる権利に該当するものに限る。)又は法第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出を行つた者(法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を業として行う者に限り。)又は法第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出を行つた者(法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を業として行う者に限り。)又は法第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出を行つた者であること。

ロ 間接出資者(当該権利に対する投資事業に係る契約その他の法律行為に基づく権利(法第二条第二項第五号に掲げる権利に該当するものに限る。)を有する居住者をいわゆるハにおいて同じ。)が適格機関投資家であることを、次に掲げる当該直接出資者の数(間接出資者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて当該権利に対する投資事業を行い、又は行おうとする者を除く。)及び間接出資者の数の合計数が十未満であること。

ハ 直接出資者の数(間接出資者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて当該権利に対する投資事業を行い、又は行おうとする者を除く。)及び間接出資者の数の合計数が十未満であること。

二 直接出資者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の総額が、当該権利を有する全ての者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の総額の三分の一に相当する額を超えないこと。

十四 法第二条第八項第十六号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者(第二種金融商品取引業を行う法人であつて、資本金の額又は出資の総額が五千万円以上であるものに限る。)が、その行う同項第九号において同じ。)が、その行う同項第九号に掲げる行為(売出しの取扱い及び電子申込型電子募集取扱業務等(金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。)に係るもの)に係るものを除き、法第二条第二項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる権利に係るものに限る。)に開示された金銭その他の財産の運用を行ふものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの。

十五 法第二条第八項第十七号に掲げる行為のうち、社債等振替法第四十四条第一項第十三号に掲げる者が行うもの。

十六 法第二条第八項第十七号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者(同項第七号イに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるもの(以下この号において「投資信託受益権」という。)についての同条第八項第七号に掲げる行為に係る業務を行ふ者に限る。)が、その発行する投資信託受益権について行うものであつて、法第四十三条の二第一項及び第二項に規定する方法に準ずる方法によつて、顧客から金銭の預託を受ける行為であつて、法第四十二条の四に規定する方法に準ずる方法により、当該金銭と自己の固有財産とを分別して管理するもの。

十七 法第二条第八項各号に掲げる行為のうち、外国の法令に準拠し、外国において第一種金融商品取引業又は投資運用業を行ふ者が、災害その他の事由により当該外国においてその行う業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがある場合において顧客から金銭の預託を受ける行為

て、当該業務を継続するために金融庁長官の承認を受けて期間を限定して国内において行うもの

2 前項第二号の「関係外国運用業者」とは、外国の法令に準拠し、外国において投資運用業を行なう法人その他の団体であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

一 前項第一号の金融商品取引業者の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。第三号及び次項において同じ。）

二 前項第一号の金融商品取引業者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。次号及び次項において同じ。）

三 前項第二号の金融商品取引業者の親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者を除く。）

第一項第八号の「関係外国金融商品取引業者」とは、外国の法令に準拠し、外国において第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業を行なう法人その他の団体であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

一 第二項第八号の金融商品取引業者の子会社等

二 第二項第八号の金融商品取引業者の親会社等

三 第二項第八号の金融商品取引業者の子会社等の子会社等（当該金融商品取引業者を除く。）

4 第一項第九号の「通貨デリバティブ取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一 市場アリバティプ取引のうち、次に掲げる取引

イ 売買の当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつてゐる通貨の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済ができる取引

ロ 当当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対しても対価を支払うことと約する取引

(1) 通貨の売買（イに掲げる取引を除く。）

(2) イ及びハに掲げる取引

ハ 当当事者が原本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品（法第二条第二十四項第二号に掲げるも

の又は同項第五号に掲げるもの（同項第二号に掲げるものに係るものに限る。）に限る。）の利率等（同項第二十一項第四号に規定する利率等をいう。ハ及び次号ハにおいて同じ。）又は金融指標（通貨の価格又はこれに基づいて算出した数値に限る。ハ及び次号ハにおいて同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払う、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（同項第二十四項第二号に掲げるも又は同項第五号に掲げるも（同項第二号に掲げるものに係るものに限る。）に限る。）の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことと相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）
二 店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引イ 売買の当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている通貨の売戻し若しくは買戻し又は当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引
ロ 当当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができると権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引
(1) 通貨の売買（イに掲げる取引を除く。）
(2) イ及びハに掲げる取引
ハ 当当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品（法第二条第二十四項第二号に掲げるも又は同項第五号に掲げるも（同項第二号に掲げるものに係るものに限る。）に限る。）の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（同号に掲げるも又は同項第五号に掲げるも（同項第二号に掲げるものに限る。）に限る。）の利率等若

三 第一項第十七号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 本店又は主たる事務所及び国内における主たる営業所又は事務所の所在地

三 代表者の役職名及び氏名

四 国内における代表者の氏名及び連絡先

五 承認を受けて行おうとする行為に国内において從事する者（次項第二号において「国内外從事者」という。）の役職名及び氏名

六 承認を受けて行おうとする行為を行つている外国の当局（証券監督者国際機構における多国間情報交換枠組みの署名当局に限る。）の名称及び当該外国の当局から受けている許可その他の行政処分の内容

七 外国において業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがあることの概要

八 承認を受けて行おうとする行為の具体的な内容

九 承認を受けて行おうとする行為を行う期間（三月以内に限る。）

十 国内において他に事業を行うときは、その事業の具体的な内容

イ 前項の承認申請書には、次に掲げる書類添付しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類を添付することができない場合には、その理由を記載した書面の添付をもつてこれに代えることができる。

一 次に掲げる事項を誓約する書面

イ 法第二十九条の四第一項第一号からハまで及び第二号のいずれにも該当しないこと。

ロ 承認を受けて行おうとする行為が外国の法令に抵触するものでないこと。

ハ 承認を受けて行おうとする行為以外の法第二条第八項各号に掲げる行為を国内において行わないこと。

二　国内における法令を遵守するための体制の確立を適切に図ること。

一　国内従事者が法第二十九条の四第一項第十一号イからまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内従事者が誓約する書面

四　国内における代表者の履歴書

三　登記事項証明書に準ずる書面

五　前項第六号の外国の当局から許可その他行政処分を受けていることを証する書面

六　第五項の承認申請書及び前項の規定によりこれに添付すべき書類は、英語で記載することができる。

七　金融庁長官は、第一項第十七号の承認に関する申請があつた場合には、当該申請を補正する必要がある場合を除き、速やかに、当該申請に対する処分をするものとする。

八　金融庁長官は、第一項第十七号の承認をしたときは、当該承認を受けた者の商号又は名称、該当承認に係る第五項第八号に掲げる事項の概要及び同項第九号に掲げる事項並びに同項第十号に掲げる事項の概要を公表するものとする。第一項第十七号の承認を受けた者は、第五項第一号から第五号まで又は第十号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を書面により金融庁長官に届け出なければならぬ。

九　金融庁長官は、第一項第十七号の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

一　不正の手段により第一項第十七号の承認を受けたとき。

二　第五項の承認申請書及び第六項の規定によりこれに添付すべき書類に記載された事項と相違する事実が判明したとき。

三　第一項第十七号の承認を受けて行う行為に係る業務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき。

(金融商品取引業となる募集又は私募に係る有価証券から除かれる場合)

第十六条の二　令第一条の九の二第二号に規定する内閣府令で定める場合は、法第二条第二項第三号及び第四号に掲げる権利以外のものである場合とする。

九 第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者である法人
十 外国法人

(信用格付の範囲)
法第二条第三十四項に規定する法人に類するものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法人でない団体

二 事業を行う個人

三 法人又は個人の集合体

四 信託財産

法第二条第三十四項に規定する記号又は数字に類するものとして内閣府令で定めるものは、順序を示す簡単な文章又は文字とする。

3 法第二条第三十四項に規定する主として信用評価以外の事項を勘案して定められる等級として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金利、通貨又は商品の価格、金融商品市場における流動性及び相場その他の指標に係る変動に関する評価の結果について表示した等級

二 有価証券の発行者その他の者が行う資産の運用その他これに類似する事業の遂行能力に関する評価の結果について表示した等級

三 債権の管理及び回収に関する業務の遂行能力に関する評価の結果について表示した等級

四 信託財産の管理能力その他信託業務の運営の適切性に関する評価の結果について表示した等級

五 前各号に掲げるもののほか、主として信用状態以外の事項に関する評価の結果について表示した等級

(信用格付業から除かれる行為)

第二十五条 法第二条第三十五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 格付関係者（法第六十六条の三十二第二項に規定する格付関係者をいう。）その他の者の要求に基づき信用格付を付与し、かつ、当該信用格付を当該格付関係者その他の者に対してのみ提供する行為（当該格付関係者その他の者が当該信用格付を第三者に提供し、又は閲覧に供するおそれがない場合に限る。）

二 法人（前条第一項第一号又は第二号に掲げるものを含み、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する者であり、かつ、

法第二百九十三条の二第一項又は第二項の規定により監査証明を受けなければならない者以外の者その他これに類するものとしてあらかじめ定めて公表された範囲に属するものに限りある。）の信用状態に関する評価として、主として当該法人の信用状態に関する客観的な指標に基づきあらかじめ定められた計算方法により算定した結果について、記号又は数字（前条第一項に規定する文章又は文字を含む。）を用いて表示した等級を提供し、又は閲覧に供する行為

（高速取引行為となる情報の伝達先及び伝達方法）

（前条第一項に規定する評価として、主と

する。）の信用状態に関する評価として、主と

この省令は、保険業法の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。

附則（平成二年一〇月一〇日総理府令第六五号）抄

第一条 この省令は、外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

附則（平成一〇年八月三一日大蔵省令第二八号）抄

第一条 この省令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

附則（平成一〇年八月三一日大蔵省令第一〇九号）抄

第一条 この省令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

附則（平成一〇年一月一六日大蔵省令第一七号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年一月二四日大蔵省令第一三八号）

第一条 この省令は、金融システム改革のための関係府令で定める者は、次に掲げる者うち、取引の状況その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして金融庁長官が指定するものとする。

一 金融商品取引所

二 法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者

三 法第二条第四十一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる要件の全てに該当する方法とする。

一 法第二条第四十一項の伝達に係る同項の判断を行なう電子情報処理組織が設置されている施設が、前項に定める者が該当伝達を受けるための電子情報処理組織を設置する場所（これを隣接し、又は近接する場所を含む。）に所在すること。

二 法第二条第四十一項の伝達が他の伝達（有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うために必要な情報の前項に定める者に対する伝達をいう。）と競合することを防ぐ仕組みが講じられていること。

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一一年三月三〇日大蔵省令第一四号）

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一一年三月三〇日大蔵省令第一一七号）

第一条 この省令は、改正後の証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（以下「新令」という。）第四条第一項第十号の規定により同号に掲げる者として大蔵大臣に届出を行おうとする者（以下この項において「届出者」という。）は、同号、同条第三項及び第四項の規定にかかるわらず、その旨を記載した書面を平成十一年四月一日から同年四月三十日までの間に当該届出者の直近の有価証券報告書を提出した財務局長又は福岡財務支局長を経由して大蔵大臣に提出することができる。この場合において、同条第一項第十六号中「毎年七月一日」とあるのは「平成十一年四月一日」と、「当該届出が行われた日の属する年」の九月一日から一年を経過する日までの間」とあるのは「平成十一年六月一日から平成十二年八月三十日までの間」と、同条第四項中「当該届出が行われた日の属する年」の九月一日から一年を経過する日までの間」とあるのは「平成十一年六月一日」と読み替えるものとする。

この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附則（平成六年三月二十五日大蔵省令第一九号）

第一条 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附則（平成六年三月二十五日大蔵省令第一附則）

第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成六年三月二十五日大蔵省令第一附則）

第一条 この府令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年十二月一日）から施行する。

附則（平成一三年三月二九日内閣府令第一三九号）

第一条 この府令は、平成十二年十二月一日から施行する。

附則（平成一三年三月二九日内閣府令第一三八号）

第一条 この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年九月二五日内閣府令第一七号）

第一条 この府令は、平成十三年十月一日から施行する。

附則（平成一四年三月二八日内閣府令第一七号）

第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一四年九月三〇日大蔵省令第八三号）

第一条 この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（次条において「整備法」という。）第十四条の規定により改正法第三条の規定による改正後の金融商品取引法（以下この条及び次条において「新金融商品取引法」という。）第二百十九条の登録を受けたものとみなされる者以外の者が行つてゐる新金融商品取引法第二条第八項第五十五号に掲げる行為に対する新二条定義府令第十六条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「法第二条第八項第五十五号に掲げる行為」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五条号。以下この号において「改正法」という。）の施行の際現に改正法附則第二百五十九条第一項及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号。第四十一条の規定により法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者以外の者が行つてゐる法第二条第八項第五十五号に掲げる行為（改正法附則第一条に規定する施行日（本において「施行日」という。）前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係るものに限る。）と、「同項」とあるのは、「法第二条第八項」と、同号本中「出資契約等の成立前」とあるのは、「施行日から起算して六ヶ月以内」とする。

附則 第一条に規定する施行日（口において「施行日」という。）前に締結されたものに限る。」
「と、同号イ中「相手方になろうとする者」とあるのは「相手方」と、「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）」とあるのは「改正法」と、同号ロ中「相手方になろうとする者」とあるのは「相手方」と、「当該匿名組合契約の締結前」とあるのは「施行日から起算して六月以内」と、同号ハ中「相手方又は相手方になろうとする者」とあるのは「相手方」とする。

附 則（平成一九年九月二七日内閣府令第七四号抄）

（施行期日）

第一条 この府令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年一二月一四日内閣府令第八六号抄）

（施行期日）

第一条 この府令は、平成二十年一月四日（以下「施行日」という。）から施行する。
(金融商品取引法第一条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第六条の規定による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十一条及び第十三条第三項の規定は、施行日以後に開始する有価証券発行勧誘等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいいう。以下この条において同じ。）又は有価証券交付勧誘等（同法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に開始した有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年一月三一日内閣府令第三号）

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年四月二八日内閣府令第二九号）

（経過措置）

第二条 この府令による改正前の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（次項において「旧定義府令」という。）第十条第三項において

項の規定により平成十八年七月一日以降に金融庁長官に届出を行つた者（次項において「旧届出者」という。）は、当該届出に係る事項（この府令による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（第三項において「新定義府令」という。）第十条第六項の規定により、変更があつた場合に届出が必要となるものに限る。次項において「旧届出事項」という。）との府令の施行の日における当該事項が異なる場合には、この府令の施行の日に変更があつたものとして、遅滞なく、書面によりその旨を金融庁長官に届け出なければならない。

2 旧届出者は、この府令の施行の日の翌日から投資家に該当することとなる期間の末日までの間に、旧届出事項に変更があつた場合には、遅滞なく、書面によりその旨を金融庁長官に届け出なければならない。

3 新定義府令第十条第四項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第四項中「前項に規定する書面」とあるのは、「変更の内容を記載した書面」と読み替えるものとする。

4 金融庁長官は、第一項又は第二項の規定による届出が行われたときは、遅滞なく、届出のある届事を官報に公告しなければならない。

附 則（平成二〇年九月二四日内閣府令第五六号）

この府令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月五日内閣府令第七九号）抄
(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十年十二月十二日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年一二月二六日内閣府令第八七号）抄
(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十一年一月五日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三日内閣府令第一〇号）

この府令は、平成二十一年四月一日から施行する。
附 則（平成二年九月九日内閣府令第三百二十一号）抄
（施行期日）
この府令は、公布の日から施行する。
（罰則の適用に関する経過措置）
この府令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二年九月二十四日内閣府令第六三号）抄
この府令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。
附 則（平成二年一二月二八日内閣府令第七八号）抄
（施行期日）
この府令は、平成二十一年四月一日から施行する。
（海外発行証券の少人数向け勧誘に係る有価証券に関する経過措置）
第四条 改正法の施行の日前に行われた旧金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。
第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。
外発行証券の少人数向け勧誘（第二条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令第十四条の十六第二項、第三条の規定による改正前の外債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十五条の十五第二項又は第四条の規定による改正前の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十二条第二項、第三条の規定による要件を満たすものに限る。）に係る有価証券（次項において「少人数向け勧誘対象海外発行証券」といい、整備政令第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）。次項において「新金融商品取引法施行令」という。）第二条の十二の三各号に定める要件に該当する当該各号に掲げる有価証券以外のものに限る。）についての第一条の規定による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十三条の七第三項の規定の適用については、平成二十八年三月三十一日までの間、「次の各号に掲げるいずれかの要件に該当すること」とあるのは、（当

該有価証券の取得者に金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十一年年内閣府令第七十八号）第二条の規定による改正前（昭和四十七年大蔵省令第五号）第十四条の十六第二項の企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十五条の規定による改正前（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第十二条の十五第二項第一号又は第四条の規定による改正前の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十一条第二項第二号イに規定する認可金融商品取引業協会の規則の定めるとところにより当該有価証券の内容等を説明した文書が交付され、又は当該文書に記載すべき情報が提供されること」とすることができる。（罰則の適用に関する経過措置）

第十一條 この府令（附則第一条各号に掲げる規定においては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二二年三月三一日内閣府令）
（施行期日）
第一条 この府令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成二二年九月二一日内閣府令）
（施行期日）
第一条 この府令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成二二年一二月一七日内閣府令）
（施行期日）
第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。ただし、同条の規定は、公布の日から施行する。（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五条）以下「新金融商品取引法」という。）第三十四条の三第一項の規定による申出をしようとする地方公共団体は、施行日前におる改定の適用については、なお従前の例による。

いても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

第二條 前項の申出を受けた者は、施行日前において新金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定の例により、書面による同意を得ることができる。

第三條 前二項の規定による申出及び書面による同意は、施行日において新金融商品取引法第三十四条の三第一項及び第二項の規定によりされたものとみなす。

第四條 前三項の規定は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二、農業協同組合法（昭和二十二年法律百三十二号）第十二条の二の四及び第十二条の十の三、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第二項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第一百四十二号）第十二条の九（同法第九十二条第一項、第十九条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）及び第十五条の七（同法第九十六条第一項及び第一百条第八項において準用する場合を含む。）及び第十八条の八（同法第十九条第一項及び第一百条第八項において準用する場合を含む。）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十号）第九条の七の五第二項（同法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十号）第十七条の二、労働金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四及び第五十二条の二の五、保険業法（平成七年法律第一百五号）第三百条の二、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三及び第五十九条の七、改正法第五条の規定による改正後の信託業法（平成十六年法律第五十四条）第二十四条の二（保険業法第九十九条第八項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条において新金融商品取引法第三十四条の三第一項及び第二項の規定を準用する場合について準用する。

第五條 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用に関する経過措置

第一条 この府令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行日（平成二十四年二月二十三日）から施行する。

附 則 （平成二十四年三月二六日内閣府令第七八号）
（施行期日）
第一条 この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。この府令は、平成二十四年四月一日までの間は、適格機関投資家に該当する期間（当該期間終了する日が前条ただし書に定める日以後である場合における当該期間に限る。）が金融庁長官により官報に公告されたものについては、前条ただし書に定める日から当該期間の終了する日までの間は、適格機関投資家とみなす。

附 則 （平成二十四年二月二二日内閣府令第五号）
（施行期日）
第一条 この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十四年九月二一日内閣府令第四五号）
（施行期日）
第一条 この府令は、公布の日から施行する。

第一条 この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

附 則 （平成二十五年三月一五四日内閣府令第七号）
（施行期日）
第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二六年一月一四日内閣府令第七号）
（施行期日）
第一条 この府令は、公布の日から施行する。

いても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

第一条 この府令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十一条第一項第二十三条号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定（第二十六号）を「第二十七号」に改める部分及び同項に一号を加える部分を除く。）、同条第四項第四号、第五項及び第八項の改正規定並びに同条第十項の改正規定（「基金の総額」の下に「及び同項第二十七条に掲げる者に係る最近事業年度に係る純資産額」を、「第二十五号まで」の下に「及び第二十七号」を加える部分を除く。）は、平成二十三年五月一日から施行する。

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十四年一月一五日内閣府令第四四号）
（施行期日）
第一条 この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

る場合におけるこの府令の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（令和四年六月三〇日内閣府令第
四二号）抄**

（施行期日）

第一条 この府令は、令和四年七月一日から施行する。

**附 則（令和四年九月一一日内閣府令第
五三号）**

（施行期日）

第一条 この府令は、令和四年十月三日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。